

健(検)診の申込み・問い合わせ先

	担当地域	連絡先 【長岡局番:0258】
長岡市福祉保健部 健康増進課 (さいわいプラザ内)	長岡、三島	電話:32-5000 FAX:39-5222
中之島支所 地域振興・市民生活課	中之島	電話:61-2015 FAX:61-2030
山古志支所 地域振興・市民生活課	山古志	電話:59-2333 FAX:59-2331
北部地域事務所 保健担当 (和島支所内)	和島、寺泊、与板	電話:74-3116 FAX:74-3500
南部地域事務所 保健担当 (越路支所内)	越路、小国、川口	電話:92-5011 FAX:92-6942
栃尾支所 市民生活課	栃尾	電話:52-5836 FAX:52-3990

健診・検診料金の免除制度について

次の世帯の方は、申請手続きを行うことで料金が免除されます。

- ①生活保護世帯
- ②市民税非課税世帯……………同一世帯員と認められた**全ての世帯員**が、当該年度において市民税が課税されていない世帯
- ③市民税均等割額のみ課税世帯……………同一世帯員と認められた**全ての世帯員**が、当該年度において市民税が均等割額のみ課税世帯

【手続方法】

- ①に該当する方……………健(検)診を受ける際に、**「被保護者証明書」を必ず持参し、料金支払い時にご提示ください。**
ご提示いただかないと、料金を免除することができません。
- ②または③に該当する方……………健(検)診を受ける日の**一週間前**までに、**下記窓口**で申請手続きを行ってください。手続きの際には、保険証等の本人確認書類が必要です。また、「受診日・会場(受診医療機関)」を決めた上でお越しく下さい。(申請書に記載が必要です)

※長岡市の健診・検診が対象です。

※特定健診は、19～39歳の方と、40～64歳で長岡市国民健康保険に加入されている方のみ、免除の対象となります。(⇒7ページをご覧ください。)

※世帯に市民税・県民税の申告をされていない方が含まれる場合、免除申請書を受付できないことがあります。事前に税金窓口等で申告のうえ、お越しく下さい。

※やむを得ない事情等により別世帯の方が代理で手続きをする場合は、事前に上記問い合わせ先へご相談ください。

免除制度申請窓口 8:30～17:15(土・日・祝休日を除く)

※不明点等がある場合は、上記の問い合わせ先までご連絡をお願いします。

長岡市福祉保健部 健康増進課	中之島支所 (地域振興・市民生活課)	越路支所 (南部地域事務所 保健担当)	三島支所 (地域振興・市民生活課)
山古志支所 (地域振興・市民生活課)	小国支所 (地域振興・市民生活課)	和島支所 (北部地域事務所 保健担当)	寺泊支所 (地域振興・市民生活課)
栃尾支所 (市民生活課)	与板支所 (地域振興・市民生活課)	川口支所 (地域振興・市民生活課)	